

## 東郷町男女共同参画審議会の会長の選任について

東郷町男女共同参画審議会では、東郷町男女共同参画審議会規則第5条第1項の規定により、代表となる会長は、委員の互選によりこれを定めることとなっており、毎回、任期始めの会議でお諮りしております。

今回、第1回の審議会を書面会議で行うにあたり、会長として推挙する者があれば、別紙意見書に氏名をご記入ください。